

川崎市駐車問題連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市における道路交通の円滑化及び都市機能の維持増進を図り、将来の都市構造と整合の取れた、総合的な駐車対策の適切かつ効率的な実施を推進するとともに、必要な調整を行うため川崎市駐車問題連絡会議（以下「駐車問題連絡会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 駐車問題連絡会議は前条の目的を達成するため次に掲げる事項を協議する。

- (1) 違法駐車対策の総合的検討
- (2) 駐車場（公共、民間）整備及び維持管理のあり方
- (3) 自動車保管場所（車庫）対策の検討
- (4) 駐輪場と駐車場の連携策の検討
- (5) 道路交通管理者との連携強化策の検討
- (6) 市民の協力、普及啓発方策
- (7) その他新たな制度、仕組みの検討

(組織)

第3条 駐車問題連絡会議は、次の各号に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 総合企画局長
- (2) 財政局長
- (3) 市民・こども局長
- (4) 経済労働局長
- (5) 建設緑政局長
- (6) まちづくり局長

2 駐車問題連絡会議に座長を置き、まちづくり局長の職にある者をもって充てる。

3 座長は会務を総理し、駐車問題連絡会議を代表する。

(会議)

第4条 会議の開催は、座長が必要と認めた時、または委員の要請があった時にその都度開催する。

(幹事会)

第5条 駐車問題連絡会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、駐車問題連絡会議の要請に基づき、連絡調整、調査及びその他の事務を行う。

3 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

4 幹事会に幹事長を置く。

5 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

6 幹事会は必要が生じた場合、関係職員の出席を求めることができる。

7 幹事会には、幹事会の運営に係わる事務を遂行するため実行（作業）組織として、「ワーキンググループ」を設置する。

(事務局)

第6条 駐車問題連絡会議の事務局は、まちづくり局に置く。

(雑則)

第7条 前各条に定めるほか、駐車問題連絡会議の運営について必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年8月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成3年4月15日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成18年5月11日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表 川崎市駐車問題連絡会議幹事会名簿

		役 職
幹事長	<u>まちづくり局交通政策室</u>	<u>室 長</u>
副幹事長	<u>建設緑政局自転車対策室</u>	室 長
幹 事	総合企画局都市経営部企画調整課	課 長
	財政局財政部財政課	課 長
	市民・こども局市民生活部安全推進課	課 長
	経済労働局産業振興部商業観光課	課 長
	<u>建設緑政局緑政部公園管理課</u>	課 長
	<u>建設緑政局総務部庶務課</u>	<u>企画担当課長</u>
	<u>建設緑政局自転車対策室</u>	<u>企画調整担当課長</u>
	<u>建設緑政局道路管理部路政課</u>	課 長
	<u>建設緑政局計画部企画課</u>	課 長
	まちづくり局総務部まちづくり調整課	課 長
	まちづくり局指導部建築指導課	課 長
	まちづくり局計画部都市計画課	課 長
	<u>まちづくり局交通対策室</u>	<u>地域交通対策担当課長</u>